

第2章 各論

各論については、県技術指針をベースとして、最新の知見等を考慮した変更案を検討した。

その結果は、次ページ以降に示すとおりである。

1) 大気汚染	38
2) 騒音及び低周波音	40
3) 振動	42
4) 悪臭	44
5) 局地風	44
6) 水質汚濁	46
7) 底質汚泥	48
8) 地下水汚染	48
9) 土壌汚染	50
10) 土地の安定性	50
11) 地盤沈下	52
12) 地下水の変化	52
13) 河川の変化	54
14) 海況の変化	54
15) 土壌、土砂の流出・堆積	56
16) 貴重な地形及び地質	56
17) 動物	58
18) 植物	60
19) 生態系	62
20) 景観	64
21) 文化財	64
22) 人と自然との触れ合いの活動の場	66
23) 廃棄物	66
24) 地球環境	68
25) 日照阻害	68
26) 電波障害	70

1) 大気汚染

		項目	県指針の内容	
調査の手法	調査項目	次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。		
		大気質の状況	環境項目	環境基準が規定されている物質(ただし、光化学オキシダントは除く。)
			規制項目	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項第2号、第3号、同条第4項及び第5項に規定する物質(ただし、(ア)に掲げる物質を除く。)
			有害項目	大気汚染防止法第2条第9項に規定する物質(ただし、(ア)及び(イ)に掲げる物質を除く。)
			指定項目	大気汚染防止法附則第9項に基づく指定物質(ただし、(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる物質を除く。)
			その他の項目	一酸化窒素、浮遊粉じん、炭化水素(非メタン炭化水素に限る。)、その他必要な物質
		気象の状況		
	大気汚染の発生源の状況			
	調査地域		対象事業の実施により大気質に影響を及ぼすと予想される地域とする。	
	調査方法	大気質の状況	調査地点	調査地点は、対象事業の内容、地形、土地利用、住宅の密集度等を勘案し、調査地域の範囲内において大気質の変化を的確に把握できる地点とする。
調査期間等			原則として1年間以上にわたる大気質の状況を把握することとし、調査地域における年間を通じた大気質の状況を適切に把握できる期間とする。調査時期は、年間を通じた変動等を考慮して設定する。	
測定方法			「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)、「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)その他の環境庁の告示若しくは通知で示されている方法及び日本工業規格に定める方法又はその他適切な方法とする。	
気象の状況		調査地域における大気質の濃度を適切に予測するための気象の状況を把握できる調査地点並びに期間及び時期とし、測定方法は、「地上気象観測指針」(平成5年気象庁)、「高層気象観測指針」(平成7年気象庁)に定める方法又はその他適切な方法とする。		
予測の手法	予測項目		対象事業の実施により変化する大気汚染物質の濃度又は飛散、降下する量の状況とする。	
	予測地域および予測地点		調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。	
	予測対象時期等		対象事業の工事中及び供用開始後で、大気質に及ぼす影響を的確に把握できる時期等とする。	
	予測方法	予測方法	理論計算式による方法	a ブルームモデル b パフモデル c JEAモデル d 風洞模型実験
			模型実験による方法	
			野外拡散実験による方法	
			類似の事例を参考にする方法	
			その他適切な方法	
	定量的な予測時の留意		定量的な予測は、年平均値で行うこととし、必要に応じ短期予測についても併せて行う。	
	定性的な予測時の留意		定性的な予測は、対象事業の実施により排出される負荷量等を把握し、他の発生源から排出される負荷量等との比較検討、既存事例との対比等により行う。	
将来バックグラウンド濃度の把握		将来のバックグラウンド濃度の把握については、既存の資料等を用いて把握することとし、それが不可能な場合は現況の環境濃度を用いることとする。		
留意事項		予測に当たっては、対象事業の計画の内容をもとに、汚染物質排出量、稼働条件、煙源状況、交通量等予測の前提となる条件についてあらかじめ整理しておく。		

静岡市の内容(案)	備考(変更ポイントなど)
→	
<p>大気汚染に係る環境基準に規定する項目、大気汚染防止法(昭和43年、法律第97号)に規定するばい煙、揮発性有機化合物、粉じん、有害大気汚染物質、自動車排出ガス及びその他必要な物質</p>	<p>県技術指針の大気汚染防止法の条・号・項番号は現行法と相違している。 項目名称のみに変更</p>
<p>風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量、雨量、その他必要な項目</p>	<p>県技術指針：無記入 気象調査の主要項目を記載</p>
→	
→	
<p>大気汚染に係る環境基準に規定する測定方法、大気汚染防止法施行規則(昭和46年、厚生省・通商産業省令第1号)に規定する方法、日本工業規格に規定する方法又はその他適切な方法とする。</p>	<p>調査項目に対応した記載内容に変更</p>
<p>調査地域における大気質の濃度を適切に予測するための気象の状況を把握できる調査地点並びに期間及び時期とし、測定方法は、「地上気象観測指針」(平成14年、気象庁)、「高層気象観測指針」(平成7年、気象庁)に規定する方法又はその他適切な方法とする。</p>	<p>発行年最新版に更新</p>
<p>a ブルームモデル b パフモデル c JEAモデル</p>	<p>風洞実験削除</p>
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	

2) 騒音及び低周波音

項目		県指針の内容		
騒音及び低周波音	調査項目	次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。		
		騒音及び低周波音の状況	環境騒音及び工場、事業場、道路、鉄道、航空機等の特定騒音の騒音レベルの状況及び低周波空気振動の音圧レベルの状況	
		騒音及び低周波音の発生源の状況	工場、事業場、道路、鉄道、飛行場等の主要な騒音及び低周波空気振動の発生源の分布状況及び発生状況	
	調査地域	対象事業の実施による騒音及び低周波空気振動が環境に影響を及ぼすと予想される地域とする。		
	調査方法	調査地域及び地点	調査地域は、対象事業の実施により騒音レベル及び低周波空気振動の音圧レベルが一定程度以上変化するおそれのある範囲を含む地域とし、地形、既存の発生源、住宅の密集度等を勘案し、騒音及び低周波空気振動の状況を適切に把握できる地点とする。	
		調査期間等	原則として1年間程度の騒音及び低周波空気振動の現状を把握することとし、調査地域における騒音及び低周波空気振動の状況を適切に把握できる期間及び時期とする。調査時間帯の設定に当たっては、発生源の特性、交通量の変動、季節、時間の区分等に配慮し、地域特性及び対象事業により騒音及び低周波空気振動が発生する時間帯等を考慮して設定する。	
		測定方法	環境騒音の測定方法	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に定める方法又はその他適切な方法とする。
			特定騒音の測定方法	a 工場、事業場騒音 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号)に定める方法又はその他適切な方法とする。 b 道路交通騒音 「騒音に係る環境基準について」に定める方法又はその他適切な方法とする。 c 航空機騒音 「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第154号)に定める方法又はその他適切な方法とする。 d 鉄道、軌道等 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年環境庁告示第46号)、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年12月環大第174号)に定める方法又はその他適切な方法とする。
	低周波音の測定方法		空気振動に適する特性を有する測定器及び周波数分析器を用いて低周波空気振動の状況を適切に把握する方法とする。なお、対象とする空気振動の周波数領域は、概ね100ヘルツ以下とする。	
	予測の手法	予測項目	対象事業の実施により発生する騒音レベル及び低周波空気振動の音圧レベル並びにそれぞれの伝搬の状況とする。	
予測地域および予測地点		調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。		
予測対象時期等		対象事業の工事中及び供用開始後で、対象事業に係る騒音及び低周波空気振動の状況を的確に把握できる時期等とする。		
予測方法		ア 伝搬理論式による方法 イ 経験的回帰式による方法 ウ 模型実験による方法 エ 類似の事例を参考にする方法 オ その他適切な方法		
留意事項		ア 予測に当たっては、対象事業の計画の内容をもとに、騒音及び低周波空気振動の発生源の種類・構造・分布、パワーレベル、交通量、車種構成等予測の前提となる条件についてあらかじめ整理しておく。 イ 予測対象とする時間帯は、環境基準の時間区分に配慮して設定する。		

静岡市の内容(案)	備考(変更ポイントなど)
→	
環境騒音及び工場、事業場、道路、鉄道、航空機等の特定騒音の騒音レベルの状況及び低周波音の音圧レベルの状況	「低周波空気振動」→「低周波音」
工場、事業場、道路、鉄道、飛行場等の主要な騒音及び低周波音の発生源の分布状況及び発生状況	「低周波空気振動」→「低周波音」
対象事業の実施による騒音及び低周波音が環境に影響を及ぼすと予想される地域とする。	「低周波空気振動」→「低周波音」
調査地域は、対象事業の実施により騒音レベル及び低周波音の音圧レベルが一定程度以上変化するおそれのある範囲を含む地域とし、地形、既存の発生源、住宅の密集度等を勘案し、騒音及び低周波音の状況を適切に把握できる地点とする。	「低周波空気振動」→「低周波音」
原則として1年間程度の騒音及び低周波音の現状を把握することとし、調査地域における騒音及び低周波音の状況を適切に把握できる期間及び時期とする。調査時間帯の設定に当たっては、発生源の特性、交通量の変動、季節、時間の区分等に配慮し、地域特性及び対象事業により騒音及び低周波音が発生する時間帯等を考慮して設定する。	「低周波空気振動」→「低周波音」
<p>騒音の測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号) ・「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 基本評価編・地域評価編(道路に面する地域)・地域評価編(一般地域)」(平成11年、環境庁) ・日本工業規格Z8731 ・「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号) ・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準について」(昭和43年、厚生省、建設省告示第1号) ・「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年、環境庁告示第154号) ・「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年、環境庁告示第46号) ・「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年、環大第174号) ・その他適切な方法とする。 	<p>「環境騒音」「特定騒音」: JISZ8731で使用されている用語であるが、県条例記載のような分類ではないため、「騒音の測定方法」に変更</p> <p>「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」追加 「特定建設作業騒音」追加</p>
「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年、環境庁)に定める方法又はその他適切な方法	「低周波空気振動」→「低周波音」 環境庁が規定する測定方法を記載
対象事業の実施により発生する騒音レベル及び低周波音の音圧レベル並びにそれぞれの伝搬の状況とする。	「低周波空気振動」→「低周波音」
→	
対象事業の工事中及び供用開始後で、対象事業に係る騒音及び低周波音の状況を的確に把握できる時期等とする。	「低周波空気振動」→「低周波音」
→	
<p>ア 予測に当たっては、対象事業の計画の内容をもとに、騒音及び低周波音の発生源の種類・構造・分布、パワーレベル、交通量、車種構成等予測の前提となる条件についてあらかじめ整理しておく。</p> <p>イ 予測対象とする時間帯は、環境基準の時間区分に配慮して設定する。</p>	「低周波空気振動」→「低周波音」

3) 振動

		項目	県指針の内容		
振動	調査の手法	調査項目	振動の状況	環境振動及び工場、事業場、道路、鉄道等の特定振動の振動レベルの状況	
			振動の発生源の状況		
		調査地域	対象事業の実施による振動が環境に影響を及ぼすと予想される地域とする。		
		調査方法	調査地点	調査地域における振動の状況を適切に把握できる地点とする。	
			調査期間等	原則として1年間程度の振動の現状を把握することとし、調査地域における振動の状況を適切に把握できる期間及び時期とする。調査時間帯の設定に当たっては、昼間及び夜間の区分等を配慮し、地域特性及び対象事業により振動が発生する時間帯等を考慮して設定する。	
	測定方法	環境振動の測定方法	「日本工業規格Z8735」に定める方法又はその他適切な方法とする。		
		特定振動の測定方法	a 工場、事業場振動 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年環境庁告示第90号)に定める方法又はその他適切な方法とする。 b 道路交通振動 振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)第12条に定める方法又はその他適切な方法とする。 c 鉄道、軌道等 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年3月環境庁長官勸告)に定める方法又はその他適切な方法とする。		
	予測の手法	予測項目	対象事業の実施により発生する振動レベル並びに伝搬の状況とする。		
		予測地域および予測地点	調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。		
		予測対象時期等	対象事業の工事中及び供用開始後で、対象事業に係る振動の状況を的確に把握できる時期等とする。		
		予測方法	ア 伝搬理論式による方法 イ 経験的回帰式による方法 ウ 模型実験による方法 エ 類似の事例を参考にする方法 オ その他適切な方法		
		留意事項	ア 予測に当たっては、対象事業の計画の内容をもとに、振動発生源の種類・構造・分布、交通量、車種構成等予測の前提となる条件についてあらかじめ整理しておく。 イ 予測対象とする時間帯は、規制基準の区分に配慮して設定する。 ウ 予測方法の選定に当たっては、その特徴、適用条件に留意する。		

静岡市の内容(案)	備考(変更ポイントなど)
→	
→	
→	
→	
振動の測定方法 ・日本工業規格ZA8735 ・「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年、環境庁告示第90号) ・「振動規正法施行規則」(昭和51年、総理府令第58号)別表第1備考 ・「振動規正法施行規則」(昭和51年、総理府令第58号)別表第2備考 ・「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年、環境庁長官勧告) ・その他適切な方法	「環境振動」「特定振動」の名称は不明確なので、騒音と同様に「振動の測定方法」とする 建設作業振動追加
→	
→	
→	
→	
→	

4) 悪臭、5) 局地風

項目				県指針の内容
悪臭	調査項目	悪臭の状況	悪臭物質の濃度	悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第2条第1項に規定する特定悪臭物質の濃度
			臭気指数	悪臭防止法第2条第2項に規定する臭気指数
			臭気強度	
			その他の悪臭物質の濃度	
		気象の状況		
	悪臭の発生源の状況			
	調査の手法	調査地域		対象事業の実施による悪臭が環境に影響を及ぼすと予想される地域とする。
		調査方法	調査地点	対象事業の内容、気象の状況、地形等を勘案し、調査地域の範囲内において悪臭物質の濃度等の状況を的確に把握できる地点とする。
			調査期間等	原則として1年間程度の悪臭の現状を把握することとし、調査地域における年間を通じた悪臭の状況を適切に把握できる期間とする。調査時期及び時間帯は、調査地域内の発生源の特性、季節、気象の変動及び対象事業により悪臭が発生する時間帯等を考慮して設定する。
			測定方法	「特定悪臭物質の測定の方法(昭和47年環境庁告示第9号)」、「臭気指数の算定の方法(平成7年環境庁告示第63号)」に定める方法又はその他適切な方法とする。
		気象の状況	悪臭を適切に予測し、及び評価するための気象の状況を適切に把握できる調査地点、調査期間等とし、測定方法は、「地上気象観測指針」に定める方法又はその他適切な方法による。	
	予測の手法	予測項目		対象事業の実施により変化する悪臭物質の濃度等とする。
		予測地域および予測地点		調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。
		予測対象時期等		対象事業の工事中及び供用開始後で、対象事業に係る悪臭の状況を的確に把握できる時期等とする。
		予測方法		ア 理論計算式による方法 イ 類似の事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法
留意事項				
項目				県指針の内容
局地風	調査の手法	調査項目	気象の状況	
		調査地域	地形及び工作物の状況	局地風の発生に影響を及ぼす地形及び工作物の位置、規模等
	調査方法		対象事業の実施により局地風の発生が予想される地域とする。	
	調査方法		調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。	
	予測の手法	予測項目		対象事業の実施により発生する局地的な強風現象の状況とする。
		予測地域および予測地点		調査地域に準じる地域及び局地風の発生を的確に把握できる地点とする。
		予測対象時期等		原則として、対象事業に係る工作物の建設が完了した時期等とする。
		予測方法		ア 理論的解析による方法 イ 模型による風洞実験による方法 ウ 類似の事例を参考する方法 エ その他適切な方法
		留意事項		

静岡市の内容(案)	備考(変更ポイントなど)
→	
→	
→	
→	
→	
「特定悪臭物質の測定の方法(昭和47年、環境庁告示第9号)」、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成7年、環境庁告示第63号)」に規定する方法又はその他適切な方法とする。	名称修正
→	
対象事業の実施により変化する特定悪臭物質の濃度等とする。	名称修正
→	
→	
→	
静岡市の内容(案)	備考(変更ポイントなど)
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	

6) 水質汚濁

		項目	県指針の内容	
水質汚濁	調査の手法	調査項目	生活環境項目	生活環境の保全に関する環境基準が規定されている物質
			健康項目	人の健康の保護に関する環境基準が規定されている物質
			規制項目	水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条に規定する排水基準が定められている物質(ただし、(ア)及び(イ)に掲げる物質を除く。)
			要監視項目	「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(平成5年3月環水管第21号)に掲げられている要監視項目(ただし、(ウ)に掲げる物質を除く。)
			農業項目	「公共用水域等における農業の水質評価指針について」(平成6年4月環水土第86号)、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」(平成2年5月環水土第77号)及び「ゴルフ場における農薬使用基準」(静岡県)に掲げられている農薬(ただし、(イ)、(ウ)及び(エ)に掲げる物質を除く。)
			指標項目	水温、外観、透明度又は透視度、塩素イオン、濁度、電気伝導率、有機態炭素、陰イオン界面活性剤、クロロフィルa、その他必要な項目
		降水量及び降水の分布の状況		
		河川等の状況		
		利水等の状況		
		水質汚濁の発生源の状況		
	調査地域	対象事業の実施により水質汚濁が生じると予想される地域とする。		
	調査方法	調査地点	対象事業の内容、水域の特性等を勘案し、調査地域における水質の状況を適切に把握できる地点とする。	
		調査期間等	原則として1年間以上にわたる水質の状況を把握することとし、調査地域における年間を通じた水質の状況を適切に把握できる期間とする。調査時期及び時間帯は、季節変動や利水状況等を考慮して設定する。	
		測定方法	「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」、「排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)」、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成5年4月環水規第121号)」、「公共用水域等における農業の水質評価指針について」、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」及び日本工業規格に定める方法又はその他適切な方法とする。	
	予測の手法	予測項目	対象事業の実施により変化する水質の状況とする。	
		予測地域および予測地点	調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。	
		予測対象時期等	対象事業の工事中及び供用開始後で、水質に及ぼす影響を的確に把握できる時期等とする。	
		予測方法	定量的な予測	定量的な予測は、排水量、排水水質及び排水先の水域の特性等を配慮して、次の予測方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択して行う
			数理モデルを用いた予測式による方法	a ジョセフ・センドナー式 b ボックスモデル c ストリーター・ヘルプス式 d 岩井・井上式 e 物質収支式 f 数理解析モデル
			水理・数値模型実験による方法	
			類似の事例を参考にする方法	
			その他適切な方法	
	定性的な予測	定性的な予測は、対象事業の実施により排出される負荷量等を把握し、他の発生源から排出される負荷量等との比較検討、既存事例との対比等により行う。		
	留意事項	予測に当たっては、対象事業の計画の内容をもとに、負荷量、排出条件等の予測の前提条件となる条件についてあらかじめ整理しておく。		

静岡市の内容(案)	備考(変更ポイントなど)
水質汚濁に係る環境基準の「生活環境の保全に関する環境基準」に規定する項目	「物質」より「項目」が適切
水質汚濁に係る環境基準の「人の健康の保護に関する環境基準」に規定する項目	「物質」より「項目」が適切
水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条に規定する排水基準が定められている項目	「物質」より「項目」が適切
「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(平成5年、環水第21号)に規定する要監視項目	「物質」より「項目」が適切
「公共用水域等における農業の水質評価指針について」(平成6年、環水土第86号)及び「ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」(平成2年、環水土第77号)	「物質」より「項目」が適切 県基準削除
→	
→	
→	
→	
→	
→	
<ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年、環境庁告示第59号) ・「排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年、環境庁告示第64号) ・「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(平成5年、環水規第121号) ・「公共用水域等における農業の水質評価指針について」(平成6年、環水土第86号) ・「ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」(平成2年、環水土第77号) ・日本工業規格K0102 ・その他適切な方法 	記載項目等統一
→	
→	
→	
→	
<ul style="list-style-type: none"> a ジョセフ・センドナー式 b ボックスモデル c ストリーター・ヘルプス式 d 岩井・井上式 e 物質収支式 f 数理解析モデル g 単純混合式 	最も一般的な単純混合式を追加
→	
→	

7) 底質汚染、8) 地下水汚染

		項目		県指針の内容	
底質汚染	調査の手法	調査項目	水底の底質の状況	水質汚濁の調査項目のアの(ア)から(オ)までに掲げられている項目 その他必要な物質	
			降水量及び降水の分布の状況		
			河川等の状況		
			底質汚染の発生源の状況		
		調査地域	対象事業の実施により底質汚染が生じると予想される地域とする。		
	調査方法	調査地点	調査地域における底質の状況を適切に把握できる地点とする。		
		調査期間等	底質の状況を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。		
		測定方法	「底質調査方法の改定について」(昭和63年環水管第127号)に定める方法及び日本工業規格に定める方法又はその他適切な方法とする。		
	予測の手法	予測項目	対象事業の実施により変化する汚濁物質の濃度等の状況とする。		
		予測地域および予測地点	調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。		
		予測対象時期等	対象事業の工事中及び供用開始後で、底質に及ぼす影響を的確に把握できる時期等とする。		
		予測方法	ア 数値モデルを用いた予測式による方法 イ 水理・数値模型実験による方法 ウ 類似の事例を参考にする方法 エ その他適切な方法		
		留意事項	生物の生息に及ぼす影響についても考慮するものとする。		
			項目		県指針の内容
	地下水汚染	調査の手法	調査項目	地下水に係る環境基準項目	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)に規定されている物質
地下水の状況				水道水水質基準項目	「水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)」に規定されている物質(ただし、(ア)に掲げる物質を除く。)
地下水に係る指標項目				水温、外観、透視度、塩素イオン、炭酸水素イオン、イオン構成、電気伝導率、その他必要な項目	
降水量及び降水の分布の状況					
利水等の状況					
地下水汚染の発生源の状況					
調査地域		対象事業の実施により地下水汚染が生じると予想される地域とする。			
調査方法		調査地点	調査地域における地下水の水質の状況を適切に把握できる地点とする。		
		調査期間等	原則として1年間以上にわたる地下水の水質の状況を把握することとし、調査地域における年間を通じた地下水の水質の状況を適切に把握できる期間とする。調査時期は、季節変動等を考慮して設定する。		
		測定方法	「地下水の水質汚濁に係る環境基準」、「水質基準に関する省令」、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境庁長官が定める検定方法(平成元年環境庁告示第39号)」に定める方法又はその他適切な方法とする。		
予測の手法		予測項目	対象事業の実施による地下水汚染の状況とする。		
		予測地域および予測地点	調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。		
		予測対象時期等	対象事業の工事中及び供用開始後で、地下水に及ぼす影響を的確に把握できる時期等とする。		
		予測方法	ア 数値モデルを用いた予測式による方法 イ 水理・数値模型実験による方法 ウ 類似の事例を参考にする方法 エ その他適切な方法		
		留意事項			

静岡市の内容(案)	備考(変更ポイントなど)
「底質調査方法」(平成24年、環境省)に規定する項目	調査対象項目は「底質調査方法」記載項目が一般的である
→	
→	
→	
→	
→	
「底質調査方法」(平成24年、環境省)に規定する方法又はその他適切な方法とする。	最新方記載
→	
→	
→	
→	
→	
静岡市の内容(案)	備考(変更ポイントなど)
「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年、環境庁告示第10号)に規定する項目	「物質」より「項目」が適切
「水質基準に関する省令」(平成4年、厚生省令第69号)に規定する項目	「物質」より「項目」が適切
→	
→	
→	
→	
「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年、環境庁告示第10号)、「水質基準に関する省令」(平成4年、厚生省令第69号)、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境庁長官が定める検定方法(平成元年、環境庁告示第39号)」に定める方法、日本工業規格K0102又はその他適切な方法とする。	公布年等追加
→	
→	
→	
→	

9) 土壌汚染、10) 土地の安定性

		項目	県指針の内容	
土壌汚染	調査の手法	調査項目	土壌汚染の状況	(ア) 土壌汚染に係る環境基準が規定されている物質 (イ) その他の必要な物質
			過去及び現在の土地利用の状況	
			土壌汚染の発生源の状況	
		調査地域	対象事業の実施により土壌汚染が生じることが懸念される地域とする。	
		調査方法	調査地点	対象事業の内容、地域の特性等を勘案し、調査地域の範囲内において土壌中の汚染物質の濃度及びその分布を的確に把握できる地点とする。
	調査期間等			
	予測の手法	測定方法	測定方法	「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)、「底質調査方法の改定について」に定める方法又はその他適切な方法とする。
			予測項目	対象事業の実施による土壌汚染の状況とする。
		予測地域および予測地点	調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。	
		予測対象時期等	対象事業の工事中及び供用開始後で、土壌汚染による環境影響を的確に把握できる時期等とする。	
留意事項		予測に当たっては、土地の改変に伴う土壌の移動及び拡散についても考慮する。		
土地の安定性	調査の手法	調査項目	地形及び地質の状況	(ア) 地形特性、地層の走向・傾斜、斜面形状、地すべり発生の危険箇所、大規模な断層・活断層及び過去に斜面の崩壊があった箇所等の状況 (イ) 地質の種類及び分布並びに軟弱層、割れ目、節理等の状況
			降水量及び降水の分布の状況	
			地下水及び湧水の状況	
			植物の生育状況	
		調査地域	対象事業の実施によって形成される傾斜地及び盛土の崩壊が懸念される地域とする。	
	調査方法	調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。		
	予測の手法	予測項目	対象事業の実施により変化する地盤強度及び傾斜地・盛土の安定性の状況とする。	
		予測地域および予測地点	予測地域は調査地域に準ずる地域とし、予測地点は地域を代表する地点とする。	
		予測対象時期等	対象事業の工事中及び工事完了後で、地盤強度及び傾斜地・盛土の安定性に及ぼす影響を的確に把握できる時期等とする。	
		予測方法	ア 斜面の安定計算の理論式による方法又はその他理論的な解析による方法 イ 類似の事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法	
留意事項				

静岡市の内容(案)	備考(変更ポイントなど)
土壌汚染に係る環境基準に規定する項目、「土壌汚染対策法施行令」(平成14年、政令第336号)に規定する項目、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令」(昭和46年、政令第204号)に規定する「項目又は その他の必要な項目	「物質」より「項目」が適切 根拠法令追加
→	
→	
→	
「土壌汚染に係る環境基準について」(平成3年、環境庁告示第46号)、「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年、環境省令第29号)、に規定する方法又はその他適切な方法	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
静岡市の内容(案)	備考(変更ポイントなど)
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	

1 1) 地盤沈下、1 2) 地下水の変化

		項目	県指針の内容	
地盤沈下	調査の手法	調査項目	地盤沈下の状況	地盤沈下の地域、沈下量等
			地形及び地質の状況	(ア) 地質、帯水層・不透水層の分布、地表の被覆・雨水浸透の状況、軟弱地盤の分布状況、地層の透水性・圧密状況の特性等 (イ) 地形の状況及び形成過程
			地下水、湧水及び河川の状況	(ア) 地下水の賦存形態、水位、流動、揚水等の状況 (イ) 湧水の分布、規模等の状況 (ウ) 河川の位置等の状況
			降水量及び降水の分布の状況	
	調査地域		対象事業の実施により地盤沈下が生じるおそれがあると予想される地域とする。	
	調査方法	調査地点	対象事業の内容、地域の特性等を勘案して調査地域の範囲内において地盤沈下等の状況を的確に把握できる地点とする。	
		調査期間等	調査地域における地盤沈下の状況を適切に把握できる期間等とする。	
		測定方法	(ア) 地盤沈下の状況についての調査は、原則として水準測量又は沈下計を用いる方法とする。 (イ) 地下水位についての調査は、原則として地下水位計を用いる方法とする。 (ウ) 軟弱地層の分布状況についての調査は、ボーリング、物理探査等の方法とする。	
	予測の手法	予測項目	対象事業の実施により発生する地盤沈下の地域及び沈下量とする。	
		予測地域および予測地点	調査地域のうち、地盤沈下が生じることが懸念される地域及び地盤沈下の状況を的確に把握できる地点とする。	
		予測対象時期等	対象事業の工事中及び供用開始後で、対象事業による地盤沈下の状況を的確に把握できる時期とする。	
		予測方法	ア 数値モデルによるシミュレーション イ ダルシーの法則による安全揚水量計算 ウ 水位変動と揚水量から許容揚水量を求める方法 エ 地形、地質の類似性に着目した地盤沈下発生程度の推定(パターン分析) オ 類似の事例を参考にする方法 カ その他適切な方法	
		留意事項	予測に当たっては、対象事業の計画の内容をもとに、地下水の採取量等予測の前提となる条件についてあらかじめ整理しておく。	
			項目	県指針の内容
地下水の変化	調査の手法	調査項目	地形及び地質の状況	(ア) 地層の走向・傾斜、斜面形状等の状況 (イ) 表層地質、地表の被覆及び地質構造の状況並びに透水係数等の地下水の流動に係る定数等の状況
			降水量及び降水の分布の状況	
			地下水、湧水及び河川の状況	(ア) 地下水の賦存形態、水位、流動、揚水等の状況 (イ) 湧水の分布、規模等の状況 (ウ) 河川の位置等の状況
	調査地域		対象事業の実施により地下水の水位及び湧水量が変化すると想定される地域とする。	
	調査方法	調査地点	原則として、調査地域の中から適切な地点を選定する。	
		調査期間等	少なくとも1年間にわたる地下水の状況を適切に把握し得る期間とする。	
		測定方法	地下水位計を用いる方法等とする。	
	予測の手法	予測項目	対象事業の実施により変化する地下水の水位又は湧水量の状況とする。	
		予測地域および予測地点	調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。	
		予測対象時期等	対象事業の工事中及び供用開始後で、地下水又は湧水に及ぼす影響を的確に把握できる時期等とする。	
予測方法		次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 ア 理論的解析による方法 イ 類似の事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法		
留意事項				

1 3) 河川の変化、1 4) 海況の変化

		項目		県指針の内容	
河川 の 変 化	調 査 の 手 法	調 査 項 目	ア 地形及び地質の状況	(ア) 地形の特性、斜面形状、地質構造、集水域等の状況 (イ) 雨水の流出に影響を及ぼす軟弱地盤等の分布、表層地質及び地表の被覆の状況並びに流出係数、透水係数等の雨水の流出及び浸透に係る定数等	
			イ 降水量及び降水の分布の状況		
			ウ 河川及び水路の状況	流量等が大きく変化すると想定される河川、都市下水路及び水路(以下「河川等」という。)の位置、規模、流量、流域、断面構造、勾配、伏流水、現況流下能力、河川計画等	
			エ 植物の生育状況		
		オ 利水等の状況(将来の水利用を含)			
	調 査 地 域	対象事業の実施により河川等の流量が変化すると想定される地域とする。			
	調 査 方 法	調 査 地 点	調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。		
		調 査 期 間 等			
		測 定 方 法			
	予 測 の 手 法	予 測 項 目	対象事業の実施により変化する河川等の流量の状況とする。		
予 測 地 域 お よ び 予 測 地 点		調査地域のうち、河川等の流量が変化することが予想される地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。			
予 測 対 象 時 期 等		対象事業の工事中及び供用開始後で、河川等の流量に及ぼす影響を的確に把握できる時期等とする。			
予 測 方 法		次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 ア 理論的解析による方法 イ 類似の事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法			
留 意 事 項					
		項目		県指針の内容	
海 況 の 変 化	調 査 の 手 法	調 査 項 目	ア 地形の状況	海岸及び海底の地形・底質・地質の状況	
			イ 気象の状況		
			ウ 水質の状況	水温、塩分濃度等の状況	
			エ 流出量の状況	河川から海域への流出量及び湾内外の流出量の状況	
			オ 利用等の状況		
			カ 流況	波浪、潮汐、潮流・海流等の状況	
	調 査 地 域	対象事業の実施により海域の流況が変化すると想定される地域とする。			
	調 査 方 法	ア 水質の 状況	調 査 地 点	流況の変化の予測を行うために必要な水質の状況を適切に把握し得る地点とする。	
			調 査 期 間 等		
		イ 流況	調 査 地 点	流況を適切に把握し得る地点とする。	
			調 査 期 間 等		
	測 定 方 法	「水質調査法」(昭和46年9月環水管第30号)、「海洋観測指針」(日本海洋学会)に定める方法又はその他適切な方法とする。			
	測 定 方 法	「海洋観測指針」に定める方法又はその他適切な方法とする。			
	予 測 の 手 法	予 測 項 目	対象事業の工事により変化する海域の流況とする。		
		予 測 地 域 お よ び 予 測 地 点	調査地域のうち、海域の流況が変化すると予想される地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。		
予 測 対 象 時 期 等		原則として、対象事業の工事が完了した時点とする。			
予 測 方 法		次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 ア 数理モデルによる方法 イ 模型実験による方法 ウ 類似の事例を参考にする方法 エ その他適切な方法			
留 意 事 項					

15) 土壌、土砂の流出・堆積、16) 貴重な地形及び地質

項目			県指針の内容	
土壌、土砂の流出・堆積	調査の手法	調査項目	ア 地形及び地質の状況	(ア) 地形の特性、斜面形状、地層構造、集水域等の状況 (イ) 雨水の流出に影響を及ぼす軟弱地盤・地層・盛土等の分布、表層地質及び地表の被覆の状況並びに流出係数、透水係数等の雨水の流出及び浸透に係る定数等
			イ 降水量及び降水の分布の状況	
			ウ 河川及び水路の状況	
			エ 植物の生育状況	
		調査地域	対象事業の実施により土壌等の流出及び堆積が懸念される地域とする。	
	調査方法	調査地点		
		調査期間等 測定方法	調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。	
	予測の手法	予測項目	対象事業の実施により変化する土壌等の流出及び堆積の状況とする。	
		予測地域および予測地点	調査地域のうち、土壌等の流出及び堆積が生じると予想される地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。	
		予測対象時期等	対象事業の工事中及び供用開始後で、土壌等の流出及び堆積の状況を的確に把握できる時期とする。	
予測方法		次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 ア 理論的解析による方法 イ 模型実験による方法 ウ 類似の事例を参考にする方法 エ その他適切な方法		
留意事項				
項目			県指針の内容	
貴重な地形及び地質	調査の手法	調査項目	ア 地形及び地質の状況	対象事業実施区域等の地形の特性及び表層地質の状況
			イ 学術上貴重な地形・地質の状況	対象事業実施区域等に存在する天然記念物、学術上貴重な地形・地質、鉱物及び化石の分布状況
		調査地域	対象事業の実施により学術上貴重な地形・地質が影響を受けると予想される地域とする。	
	調査方法	調査地点		
		調査期間等 測定方法	調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。	
	予測の手法	予測項目	対象事業の実施により学術上貴重な地形・地質が受ける影響の内容及び程度とする。	
		予測地域および予測地点	調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。	
		予測対象時期等	対象事業の工事中、工事完了後及び供用開始後で、学術上貴重な地形・地質に及ぼす影響を的確に把握できる時期とする。	
		予測方法	類似の事例を参考にする方法等とする。	
	留意事項			

静岡市の内容(案)	備考(変更ポイントなど)
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	

17) 動物

		項目	県指針の内容	
動物	調査の手法	調査項目	ア 脊椎動物、昆虫類その他主な動物 イ 学術上又は自然保護上若しくは希	
		調査地域	対象事業の実施により動物の生息域及び行動圏に影響を及ぼすおそれがあると認められる区域とする。	
		調査方法	調査地点	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。
			調査期間等	原則として1年間とし、動物の活動時期を考慮して調査地域における年間を通じた動物の生息状況を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。調査時期及び時間帯は、生活史の特性及び行動時間帯を考慮して設定する。
			測定方法	(ア) 動物相及び群集 (イ) 注目すべき動物の生息状況
		留意事項	文献その他の資料に記載された生息種が当該地域に不在と判断又は推定する場合には、十分な現地調査及び専門家からの意見聴取等により不在とする根拠を明らかにするものとする。	
	予測の手法	予測項目	ア 注目すべき種等の生息環境の改変の程度及び内容 イ 注目すべき種等の生息状況への影響	
		予測地域および予測地点	調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。	
		予測対象時期等	対象事業の工事中、工事完了後及び供用開始後で、動物の生息の特性を踏まえて環境影響を的確に把握できる時期等とする。	
		予測方法	対象事業の計画をもとに、生息環境の消滅の有無及び改変の程度を把握することにより行う。 なお、間接的影響については、類似の事例、専門家の意見等を参考にを行う。	
		留意事項	生息状況への影響については、生息する動物の種構成の変化、生息域及び生息密度の変化並びにこれらの変化に伴う間接的な影響について留意する。また、地域と係わりのある動物への影響の程度についても留意する。	

静岡市の内容(案)	備考(変更ポイントなど)
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	

18) 植物

		項目	県指針の内容	
植物	調査の手法	調査項目	ア 種子植物及びシダ植物その他主	
			イ 学術上又は自然保護上若しくは希	
		調査地域	対象事業の実施により植物の生育域に影響を及ぼすおそれがあると認められる区域とする。	
		調査方法	調査方法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げる方法による。
			調査地点	調査地域における植物の状況を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。
			調査期間等	原則として1年間とし、植物の生育期等を考慮して調査地域における年間を通じた植物の状況を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。調査時期は、開花期及び結実期等を考慮して設定する。
			測定方法	(ア) 植物相
		(イ) 植生		「植物社会学的群落調査法やこれに準じる手法(立地の変化による植物集団の差違を把握できる手法)」等による方法とする。原生自然植生及び潜在自然植生については、既存資料を現地調査により補正する方法とする。
		(ウ) 注目すべき個体、種、群落の生育状況		分布状況、生育環境(その地域及び位置を含む。)の状況等を確認する方法とする。
		留意事項	文献その他の資料に記載された生育種が当該地域に不在と判断又は推定する場合には、十分な現地調査及び専門家からの意見聴取等により不在とする根拠を明らかにするものとする。	
	予測の手法	予測項目	ア 植生の改変の程度及び内容 イ 注目すべき個体、種及び群落の改変の程度並びに内容(間接的影響を含む。)	
		予測地域および予測地点	調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。	
		予測対象時期等	対象事業の工事中、工事完了後及び供用開始後で、植物の生育及び植生の特性を踏まえて環境影響を的確に把握できる時期等とする。	
		予測方法	対象事業の計画をもとに、生育環境の消滅の有無及び改変の程度を把握することにより行う。 なお、間接的影響については、類似の事例、専門家の意見等を参考に行う。	
		留意事項	地域と深い係わりのある植物への影響の程度について留意する。	

19) 生態系

		項目	県指針の内容	
生態系	調査の手法	調査項目		次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。この場合において、陸域生態系及び水域生態系の区分に分けて行うものとする。
			ア 生態系の構成内容	生物群集、生息・生育環境である生息・生育場所、地形・地質及び水環境並びに気象等の構成要素及び生態系の遷移の状況(人間の関わりを含む。)等
			イ 生物間の相互関係	食物連鎖及び競争関係、寄生共生関係、ポリネータ関係及び他の生態系との関わり
			ウ 指標種	地域の生態系を特徴づける上位種、優占種、キーストーン種、アンブレラ種等の抽出
	調査方法	調査地域		
		調査地点		
		調査期間等		
		測定方法	ア 生態系の構成内容	動物、植物、地形・地質及び水環境その他の構成要素の調査結果に基づき、対象事業実施区域及びその周辺の地域の生態系の構成内容を把握する。
			イ 生物間の相互関係	動物、植物、地形・地質及び水環境その他の構成要素の調査結果に基づき、対象事業実施区域及びその周辺の地域の動植物とその生息・生育環境との関わり及び生態系を構成する生物の相互の関わりを把握する。
			ウ 指標種	動物、植物、地形・地質及び水環境その他の構成要素の調査結果及び把握された生態系の構成内容等に基づき、対象事業実施区域及びその周辺の地域の生態系を特徴づける指標種を設定する。
予測の手法	予測項目		対象事業の実施により指標種に与える影響の程度とする。	
	予測地域および予測地点		調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
	予測対象時期等		対象事業の工事中、工事完了後及び供用開始後で、指標種への影響を的確に把握できる時期等とする。	
	予測方法		予測は、次に掲げる方法から選択し、生物と環境との関わり、生物相互間の関わり及び生物の多様性の観点から行うものとする。 ア 数理モデルによる方法 イ 類似の事例、専門家の意見等を参考にする方法 ウ その他の適切な方法	
	留意事項			

静岡市の内容(案)	備考(変更ポイントなど)
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	

20) 景観、21) 文化財

		項目	県指針の内容		
景観	調査の手法	調査項目	次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。		
			ア 景観の構成要素及び特性	対象事業実施区域周辺における景観の構成要素及びこれらの構成要素により形成される地域景観の特性	
			イ 主要な展望地点の状況	対象事業実施区域周辺の主要な展望地点(不特定多数の人々が利用する公共的な場所で、景観が展望できる地点のうち主要なものをいう。)	
		調査地域	対象事業の工事及び供用により主要な展望地点からの景観が変化すると想定される範囲及び当該地域を展望できる主要な展望地点とする。		
		調査方法	調査概要	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析の方法による。	
			調査地点		
	調査期間等				
	測定方法		ア 景観構成要素及び特性	地形図、地質図、植生図、土地利用現況図等の最新の既存資料又は現地調査により明らかにする。	
		イ 主要な展望地点の状況	観光ガイドブック等の最新の既存資料又は現地調査により明らかにする。なお、主要な展望地点から展望できる景観の現況を現地調査で把握する場合は、写真撮影等により適切に行う。また、現地調査については、景観の構成要素及び特性並びに主要な展望地点の利用状況を考慮した適切な時期等に行う。		
	予測の手法	予測項目	対象事業の工事及び供用により変化する主要な展望地点から展望できる景観の構成要素、地域景観の特性、可視領域、圧迫感等の状況とする。		
		予測地域および予測地点	対象事業の工事及び供用により主要な展望地点からの景観が著しく変化すると想定される地域を含む適切な地域とする。		
		予測対象時期等	対象事業の工事完了後及び供用開始後の適切な時期とする。		
		予測方法	対象事業の計画の状況、周辺の土地利用の状況、環境保全措置等を考慮して、次に掲げる図等を利用した理論的な解析又は類似の事例を参考とする方法等とする。		
			ア 完成予想図(フォトモンタージュ、コンピュータ・グラフィックス等) イ 可視領域図 ウ 最大仰角図 エ 形態率図 オ 周辺地域を含めた模型 なお、シミュレーションは複数案作成し比較検討するものとする。		
	留意事項				
		項目	県指針の内容		
文化財	調査の手法	調査項目	次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。		
			ア 有形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群及び埋蔵文化財	対象事業実施区域及びその周辺に存在する文化財の種類、位置、区域、保存等の状況	
			イ 文化財の周辺の状況	文化財周辺の地形、土地利用等の状況	
		調査地域	対象事業の実施により文化財が損傷等の影響を受けると想定される地域とする。		
	調査方法	調査地点			
		調査期間等			
		測定方法	調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。		
	予測の手法	予測項目	対象事業の実施により文化財が受ける影響の内容及び程度とする。		
		予測地域および予測地点	調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。		
		予測対象時期等	対象事業の工事中、工事完了後及び供用開始後で、文化財に及ぼす影響を的確に把握できる時期等とする。		
		予測方法	類似の事例を参考にする方法等とする。		
		留意事項			

静岡市の内容(案)	備考(変更ポイントなど)
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	

2 2) 人と自然との触れ合いの活動の場、2 3) 廃棄物

		項目	県指針の内容	
人と自然との触れ合いの活動の場	調査の手法	調査項目	野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合い活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動の場等について、次に掲げる項目を調査するものとする。	
			ア 位置、種類、規模、特性等の状況	
			イ 利用状況	
			ウ 周辺の状況	
	調査の手法	調査地域	対象事業の実施により影響を受けると想定される人と自然との触れ合いの活動の場とする。	
		調査方法	調査地点	
			調査期間等	現地調査を行う場合は、調査の期間は原則として1年間とし、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を考慮して調査時期及び時間帯を設定する。
	予測の手法	予測項目	測定方法	調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査による。
			留意事項	
		予測対象時期等	対象事業の実施により変化する人と自然との触れ合いの活動の場の状況とする。	
		予測方法	調査地域に準じ、環境影響を的確に把握できる地点とする。	
		留意事項	対象事業の工事中及び供用開始後で、人と自然との触れ合いの活動の場に及ぼす影響を的確に把握できる時期等とする。	
			項目	県指針の内容
廃棄物	調査の手法	調査項目	—	
			—	
			—	
			—	
	調査の手法	調査地域	—	
		調査方法	調査地点	—
			調査期間等	—
	予測の手法	予測項目	測定方法	—
			留意事項	—
		予測対象時期等	予測項目は、対象事業の内容を考慮して次の項目から選定する。 ア 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設副産物(以下「廃棄物等」という。)の種類、発生量及び処理状況等 イ リサイクルの状況 廃棄物等のリサイクルの状況	
		予測方法	対象事業の工事中の廃棄物等の発生が最大となる時期及び事業活動等が定常に達した後で廃棄物等の発生が最大となる時期とする。	
		留意事項	対象事業の計画の内容、排出抑制対策等の状況、その他の類似の事例等を勘案して計算等により予測する。	

静岡市の内容(案)	備考(変更ポイントなど)
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
静岡市の内容(案)	備考(変更ポイントなど)
→	
→	
→	

24) 地球環境、25) 日照阻害

		項目	県指針の内容	
地球環境	調査の手法	調査項目	—	
		調査地域	—	
		調査方法	調査地点	—
			調査期間等	—
			測定方法	—
	予測の手法	予測項目	予測項目は、対象事業の内容を考慮して次の項目から選定する。 ア 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する温室効果ガス(以下「温室効果ガス」という。)の排出量及び工事期間中の排出量 イ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)第2条に規定する特定物質(以下「オゾン層破壊物質」という。)の発生量及び排出量	
		予測地域および予測地点	対象事業に係る工事の時期及び事業活動等が定常に達した時期等とする。	
		予測対象時期等		
		予測方法	対象事業の計画の内容、排出抑制対策等の状況、その他の類似の事例等を勘案して計算等により予測する。	
		留意事項		
		項目	県指針の内容	
日照阻害	調査の手法	調査項目	次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。 土地の起伏及び傾斜等の地形の状況、対象事業実施区域の周辺の土地に日陰を生じさせている工作物の位置、規模、構造等の状況並びに当該工作物の日陰の状況	
		調査地域	対象事業の実施により日照阻害が生じると予想される地域とする。	
		調査方法	調査地点	
			調査期間等	
			測定方法	調査は、既存資料の整理及び解析又は現地調査により、調査地域の日陰の状況を把握する。
	予測の手法	予測項目	対象事業の実施により発生する日照阻害の状況とする。	
		予測地域および予測地点	調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。	
		予測対象時期等	原則として、対象事業に係る工作物の建設が完了した時点以後の冬至日とする。	
		予測方法	次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 ア 理論的解析による方法 イ 模型実験による方法 ウ 類似の事例を参考にする方法 エ その他適切な方法	
		留意事項		

静岡市の内容(案)	備考(変更ポイントなど)
→	
→	
「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer.3.2」(平成23年、環境省・経済産業省)に規定する方法又はその他適切な方法とする	具体的方法記載(環境省算定方法)
静岡市の内容(案)	備考(変更ポイントなど)
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	
→	

26) 電波障害

		項目	県指針の内容	
電波障害	調査の手法	調査項目		
			ア テレビジョン放送の受信状況	次に掲げる項目の中から対象事業の内容及び地域の特性に応じて必要なものを選択する。
			イ テレビジョン放送電波の状況	周辺地域における受信可能なテレビジョン放送の種類、共同受信施設、ケーブルテレビジョンによる再送信の利用等の状況
		調査地域	(ア) 放送局の送信機出力、放送周波数並びに空中線の位置及び高さ (イ) 希望波の電界強度、受信画質等	
			対象事業の実施によりテレビジョン電波障害が生じると想定される地域とする。	
	調査方法	調査地点		
		調査期間等		
		測定方法	既存資料の整理及び解析又は現地調査により、調査地域の電波障害の状況を把握する。	
	予測の手法	予測項目	対象事業の実施により発生するテレビジョン電波障害の程度及び地域とする。	
		予測地域および予測地点	調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び環境影響を的確に把握できる地点とする。	
予測対象時期等		対象事業の工事中におけるテレビジョン放送電波への影響を的確に把握できる時期及び対象事業に係る工作物の建設が完了した後の適切な時点とする。		
予測方法		次に掲げる方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 ア 工作物による電波障害予測計算の理論式による方法 イ 類似の事例を参考にする方法 ウ その他適切な方法		
留意事項				

静岡市の内容(案)	備考(変更ポイントなど)
→	
→	
→	
→	
「建造物によるテレビ受信障害調査要領(地上デジタル放送)、地上デジタル放送テレビ受信状況調査要領」(平成22年、社団法人日本CATV技術協会)に定める方法又はその他適切な方法	具体的方法記載(日本CATV協会)
→	
→	
→	
→	